

平成 2 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

○ 健全化判断比率

(単位：％)

	算 定 値	財 政 健 全 化 法	
		早期健全化基準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (10.87)	12.14	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (24.33)	17.14	30.00
実 質 公 債 費 比 率	8.6	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	60.7	350.0	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率は算定されないため「—」としています。
 なお、参考に黒字比率を括弧書きで表示しています。

○ 資金不足比率

(単位：％)

	算 定 値	財 政 健 全 化 法	
		経営健全化基準	財 政 再 生 基 準
上 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.00	
公共下水道事業特別会計	—		

※ 資金不足比率は両会計とも算定されないため「—」としています。

◎ 財政健全化法に基づく三郷市の健全化判断比率等について

平成 2 5 年度の各会計の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率及び資金不足比率を算定したところ、上記のとおりとなり、各指標とも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び全会計の合計が黒字のため該当ありません。

実質公債費比率は、公債費（借入金の返済）等の財政負担の割合を表す指標（平成 2 3 年度から平成 2 5 年度の 3 か年平均）で、8.6%となりました。

将来負担比率は、地方債現在高や退職手当負担見込額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債額の割合を表す指標で、60.7%となっています。

また、公営企業の経営健全化に関する指標の資金不足比率については、上水道事業、公共下水道事業とも資金不足は生じていないため該当がありませんでした。